

Title	秦律の理念
Author(s)	湯浅, 邦弘
Citation	中国研究集刊. 1984, 1, p. 1-21
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60975
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

秦律の理念

湯 浅 邦 弘

目 次

はじめに

一、中央集権化

- (1) 農業生産の掌握
 - (2) 上計制度
 - (3) 規格の統一
 - (4) 地方権力の抑制
 - (5) 秦律の徹底
- ### 二、官僚体制の整備
- (1) 官吏の任免
 - (2) 官吏の職責
 - (3) 文書の重視
- ### 三、生産性の向上
- (1) 農業の保護

四、軍事力の強化

- (2) 検査・賞罰による推進
 - (3) 農業技術の明示
 - (4) 生産物の管理体制
 - (5) 官府手工業の重視
- (1) 徭戍制度
 - (2) 軍爵制
 - (3) 軍事教練
 - (4) 軍馬・武器・軍糧の管理

おわりに

注

はじめに

第三十一回国際アジア・北アフリカ人文科学会議(CISHAN)は、一九八三年八月三十一日から東京・京都を舞台にして、七

日間にわたって開催された。その模様は、『朝日新聞』夕刊に連載された「『国際東洋学会議』点描」①～⑤（一九八三年九月十三日～九月二十二日）や、『東洋史研究』（第四十二巻第三号）編輯委員会による「第三十一回国際アジア・北アフリカ人文科学会議（CISHAN）参加記」、『東方学会報』（四四・四五合併号）等によって広く紹介されている。その CISHAN の中で、簡牘研究の分科会は、「さながら『雲夢秦簡研究会』の様相を呈した」（注1）と言われる。

ここに言う「雲夢秦簡」とは、一九七五年十二月、中国の湖北省雲夢県睡虎地に於て発見された一千余枚の竹簡を指し、現在、出土地の名を取って「雲夢秦簡」或いは「睡虎地秦墓竹簡」と呼ばれ、注目されている学術資料である。

この竹簡は保存状態が比較的良く、字蹟も概ね鮮明であった為、ほどなく驚くべきその内容が判明した。即ちそれは、戦国末に秦で作成され、南郡（旧楚領、秦簡の出土地）に持ち込まれたと思われる「秦律十八種」「效律」「秦律雜抄」という秦の法律（注2）、問答形式によって法律の条文や法律用語を解説した「法律答問」、各種の事件に関する諸調書・記録「封診式」等、大量の法律関係文書だったのである。更に、秦の昭襄王元年（前三〇六）から始皇三十年（前二一七）に至る墓主「喜」なる人物の個人的経歴書「編年記」を始め、南郡守「騰」が県・道（注3）の畜夫に勅告した文書「語書」や、地方の吏の心得を四字句ずつに綴った「為吏之道」など、極めて重要な

資料も含まれていた。

従来、秦帝国については、その鮮やかとも言うべき盛衰の跡を辿って、様々な角度から研究が進められてきている。しかしながら、秦帝国の興亡と密接な関わりを持つと思われる秦の法律の実態については、ほとんど実証的な研究がなされていない。何故なら、秦の法律は、秦帝国の崩壊と共に程なく亡失してしまったからである。

こうした状況にあつて新たに提供された雲夢出土秦律は、秦の法律の実態と当時の社会の実情とを語る第一級の資料であると言えよう。無論それは、秦の法律のなお一部に過ぎず、また、概ね南郡（及び治下の県・道）統治関係の法律を中心に抄録されたものと考えられている。しかしながら、そこに秦の法律の特質を見出し、それによって秦律の全体像を予想することは、充分可能であると思われる。

そこでこの小論では、秦帝国にまつわる諸問題を検討する前の基礎的作業として、「秦律十八種」「效律」「秦律雜抄」「法律答問」「封診式」を手掛りに、その中に表れた秦の政治理念を帰納しつつ、出土秦律の実態を考察してみることとしたい。

一 中央集権化

膨大な量に上る秦律全般を貫いて最大の特徴を成すと思われるのは、その強烈な中央集権化の理念である。

(1) 農業生産の掌握

商鞅の重農抑商政策以来、秦が最重視した産業は農業であつた。その農業関係法規に於て、中央集権化の理念は先ず顯著に表れている。

・雨ふりて澍を為し、及び粟を秀でしめば、輒ち書を以て稼母を澍し粟を秀でしむること、及び墾田なるも暘にして稼母き者の頃数を言げよ。稼已に生じて後、而して雨ふらば、亦た輒ち雨の少多、利する所の頃数を言げよ。早及び暴風雨・水潦・蝨蝨・群の它の物の稼を傷ふ者も、亦た輒ち其の頃数を言げよ。近県は輕足をして其の書を行ら令め、遠県は郵をして之を行ら令め、八月尽くるまでに之を□□せよ。(田律・二四頁)(注4)

この田律では、穀物の生育状況や雨量、及び暴風雨・水害・害虫等の自然災害の状況報告が義務づけられている。八月末を期限としたのは、各県からの報告を基に、その年の收穫予定量を概算する為であらう。更に、近県は「輕足」、遠県は「郵」と、その伝達方法を指示し、報告の徹底化を図っている。ここには、末端社会に対する国家権力の強烈な介入を見ることが出来る。秦は、各地の農業生産の実情を、この秦律によって直接把握・統制せんとしたのである。

また、右の「墾田」や次に掲げる「受田」の語は、民の耕作地が土地台帳に記載され、租税対象となっていたことを示唆す

る。

・頃ごとの芻粟を入るるには、其の受田の数を以てし、墾と不墾と無く頃ごとに芻三石・粟二石を入れよ。芻は黄斛及び束自り以上、皆之を受く。芻粟を入るるに、相輪度するも可なり。(田律・二七頁)

これは、「芻粟」という付加税に関する法律ではあるが、単位面積当たりの納入量、及び品質の最低限を明示しており、税制の整備がなされていたことを物語っている。(注5)
そして、その墾田に働く民もまた、国家による厳重な管理の下にあった。

・赦童を匿し、及び癡を占ぐることを不審ならば、典・老を贖耐とす。百姓老に当たらず、老時に至るも用て請げず、敢へて詐偽を為す者は、贖二甲。(注6) 典・老告げざるときは、贖各々一甲。伍人戸ごとに一盾、皆之を遷す。傅律(雜抄・一四三頁)

・県は食する者の籍及び它費を太倉に上るには、計と偕にせよ。都官は計時を以て食する者の籍を儲べよ。(倉律・四二頁)
・故秦人の為に出すこと有り、籍を削らば、上造以上鬼神と為し、公士以下刑して城旦と為す。游士律(雜抄・一三〇頁)

これらによれば、成年時の登記手続を終えた民は、その免老の時まで「籍」によって国家の統制を受けたのである。その戸籍

は、毎年上計吏上京の時期に一斉点検され、「削籍」して游士たらんとし、また「赦童を匿し」「老時に至るも」申請しない「詐偽」は、戸籍を無みする行為として嚴罰に処せられた上、その罪は伍人・里正（注7）・伍老にまで及んだのである。所謂什伍の組織・連坐制を導入することにより、国家は民を厳しく監視していたと言えよう。

かくの如く秦は、国家の基本たる農業の分野に於て、穀物・耕作地・農民の三者を尽く統轄することにより、その中央集権化を図ったのである。

(2) 上計制度

この傾向は、農業のみに止まらず、更に一般の上計制度に於ても明らかに表れている。

- ・米を委賜すること有り、禾稼を公より稟くるには、九月尽くるまでにし、其の人之を取らずんば、予ふる勿かれ。

（倉律・四四頁）

- ・小隸臣妾、八月を以て傳して大隸臣妾と為るも、十月を以て食を益せ。（同・五〇頁）

「禾稼を公より稟」ける場合には、九月末日までとし、「小隸臣妾」が八月に「大隸臣妾」に昇格しても、その給食の増加は十月からと規定された。これらの秦律によれば、秦の定めた会計年度は、十月から九月までであったことが明らかとなる。（注8）

しかし、一率に設定された会計年度では、役所間の距離の相違により、その会計報告が次年度にずれ込む危険性もある。そこで、秦律は、以下の如き規定を設けて、そうした不手際を未然に防止せんとする。

・官の相輪る者は、書を以て其の出計の年を告げ、受くる者は以て之を入計せよ。八月九月中に其の輪ること有らば、其の輪所の遠近を計り、其の輪所の計に違ふ能はざるは、
□□□□□□□□□□、計を其の後年に移し、計相輪ること母かれ。（金布律・五八頁）

・官に作居（注9）して債を質贖し、其の計の所官より速き者は、八月尽くるまでに各々其の作日及び衣敷を以て其の計の所官に告げ、九月過ぐること母くして其の官に致るを畢へよ。官の相近き者は九月尽くるまでにして其の計の官に告げよ。（司空・八五頁）

また、「計、校して相纏ること、二百廿錢自り以下ならば、官僇夫を許む。二百廿錢を過ぐるより以て二千二百錢に到るは、賞一盾、二千二百錢を過ぐる以上ならば、賞一甲。人戸・馬牛一ならば、賞一盾、二自り以上ならば、賞一甲」（效律・一二五頁）と、貨幣一錢・人戸一軒・馬牛一頭の誤差をも許さなかつた。（注10）

こうした嚴重なる上計制度によって、秦は、すべての地方の実情を距離の遠近に関わりなく年度毎に正確に把握せんとした。国家権力の光は、社会の隅々に至るまでを周く照らし出さんと

したのである。

(3) 規格の統一

次に中央集権化の理念を窺い得るのは、規格の統一という点に於てである。既に第二次商鞅変法に於ても、「斗桶・權衡・丈尺を平らかにす」（『史記』商君列伝）と、度量衡の統一は謳われていた。こうした商鞅変法以来の伝統は、次の秦律にも明らかに継承されている。

- ・ 県及び工室の聽官は、衡石の累・斗桶・升を正すを為すに、歳ごとに壹を過つこと毋かれ。（工律・七〇頁）
- ・ 実を有つ官の県料する者は、各々衡石の累・斗桶を有ち、期踐らば、其の官にて計り、百姓に仮す毋かれ。用ひざる者も之を正すこと用ふる者の如くせよ。（内史雜・一〇八頁）

ここでは、「衡石の累・斗桶・升」の統一や一年毎の点検、貸し出し使用後の修正などが義務づけられている。また、百姓への貸し出しを禁止して、計量器具の精度保持につとめている。更に秦律は、度量衡のみならず錢・布の統一についても嚴重に規定した。

- ・ □□爰書、某里士伍甲・乙、男子丙・丁及び新錢百一十錢
- ・ 鎔二合を縛り詣りて、告げて曰く、「丙此の錢を盜鑄し、丁鑄を佐く。甲・乙其の室を捕索して此の錢・鎔を得、之に來詣す」と。（封診式・二五二頁）

・ 布表八尺、幅広二尺五寸、布悪く、其の広袤式の如からざる者は行らず。（金布律・五六頁）

右の爰書は、丙・丁の私鑄を發見した甲・乙が、密造に使用した「鎔」とその私鑄錢とを証拠物件として提出し、兩人の不正を摘発するとの形式を取っている。国家による貨幣鑄造の統制と民間私鑄の嚴禁とが、その前提として存在することは言うまでもない。また布も、長さ八尺、幅二尺五寸とその規格が明示され、この規格に外れるものは流通を許可されなかった。そして、錢・布兩者の交換比率も、「錢十一は一布に当たる。其の錢を出入して以て金布に當つるには、律を以てせよ」（金布律・五六頁）と定められた。

秦律ではこの他、手工業製品の規格も次の如く規定されている。

- ・ 器の同じし物を為る者は、其の小大・短長・広も亦た必ず等しくせよ。（工律・六九頁）
- ・ 計を為し、程に同じからざる者は、其の出すを同じくすること毋かれ。（同・七〇頁）

器物は、その「小大・短長・広」などの規格「程」を嚴重に検査され、規格に外れるものは、「其の出すを同じくする毋かれ」との厳しい処置を受けることとなる。

かくの如く、規格の統一を謳ったこれら秦律の中にも、中央集権化の理念は明白に表れている。秦律は、商鞅変法の目指した「斗桶・權衡・丈尺」の統一を継承するとともに、貨幣・布・

手工業産品の規格にも、厳しい監視の目を向けたのである。

(4) 地方権力の抑制

秦の目指す中央集権体制の強化は、右の如く政治権力を中央に集中させるといふ方向で推進された。また秦律は、それと表裏一体をなす地方権力の抑制化といふ方向によつても、その強化を図る。既に前節までに於て明らかになく、秦は国家の直属出先機関たる「都官」を各県に設置し、厳格な上計制度を施行して、地方の実情を白日の下に晒さんとした。これらはいずれも、地方権力の実態を明らかにすると同時に、その伸長を制限せんとするものに他ならない。

次に挙げるのは、こうした傾向を示す一例である。

・ 県敢へて擅に公舎官府及び廷を壊更する毋かれ。其の壊更せんと欲すること有るや、必ず之を獄へ。(徭律・七七頁)

官舎の修政築に、県は國家の承認を求めなければならなかつた。決して「擅に」することを許されない。國家権力がいかに強烈であり、また同時に、地方行政機関たる県の権力がいかに制限されていたかを、この秦律は物語っている。

(5) 秦律の徹底化

右の如く、秦律は様々な角度から中央集権体制の強化を目指す。ところで、礼義を廢し、賢者の徳にも依らず、すべてを法によつて裁断せんとする秦にあつては、中央集権化の理念が末

端社会にまで浸透するか否かは、すべてこの秦律が徹底されるか否かにかかっている。

・ 県は各々都官の其の県に在る者に告げて、其の官の用ふる律を写せ。(内史雜・一〇四頁)

・ 歳ごとに辟律を御史に讎せ。(尉雜・一〇九頁)

そこで、制定された秦律は、都官から「律を写す」ことにより、また一年毎に「御史に讎す」ことによつて、その徹底化が図られた。苛酷峻厳を以て聞こえた秦律は、かくして各県へと下つていったのである。また、「郡・県に除せられし佐の、它の郡・県に事へて其の事を視めざる者、何にか論ぜん。小犯令を以て論ぜよ」(答問・二二二頁)の如く、秦律は県同様に郡をも、明らかにその適用範囲としていたことが判る。「県・都官・十二郡、吏及び佐、郡の官属を免・除するには、十二月朔日を以て免・除し、三月尽くるまでにして之を止めよ」(置吏律・九四頁)の規定によれば、その対象地域として挙げられるのは、秦の四番目の郡として昭襄王二十九年(前二七八)に設置された南郡を始め、少なくとも上郡・蜀郡・漢中郡・黔中郡・南陽郡・三川郡・太原郡・巴郡・河東郡・上党郡・東郡の十二郡に上る。かくの如く、当初、旧国内に於て適用されていた秦律は、若干の増補修訂を加えつつ、秦の新たな領土に対しても、同様に適用されていたのである。

更に秦は「何をか四鄰と謂ふ。四鄰とは即ち伍人の謂ひなり」(答問・一九四頁)「律に曰く、『盜と法を同じうす』と。又

曰く、『与に罪を同じうす』と。此の二物、其の同居・典・伍当に之に坐すべし」（同・一五九頁）「甲盗み、贓値千錢、乙其の盗むを知るも、分贓を受くること一錢にも盈たず。問ふ、乙を何にか論ぜん。同じく論ぜよ」（同・一五四頁）と、五人組の組織、連坐制の適用、姦事通告の義務化などによって秦律の徹底化を求めたのである。

以上、秦律に見える第一の特徴として、秦律全体を通し最も顕著に表れる中央集権化の理念を取り上げ、考察を加えて来た。秦の中央集権化は、穀物・土地・農民を尽く統制せんとする農業関係法規、地方の実情を正確に把握せんとする上計関係法規、また、度量衡・貨幣・布・手工業産品の統一を図らんとする規格関係法規を始めとして、秦律全体に極めて明白に反映された政治理念であった。

二 官僚体制の整備

秦律から窺い得る第二の政治理念は、この中央集権化と密接な関係にある官僚体制を整備せんとする理念である。中央集権化の推進や秦律の徹底化は、官僚体制という組織力をその背景として始めて可能であると言えよう。秦律には、この官僚体制を整備強化せんとする理念もまた、明白に表れている。

(1) 官吏の任免

官僚体制を確固たるものとする為には、先ず、官吏の任務や

職責を明らかにし、官吏の任免に関する厳しい規定を設ける必要があった。

・ 其の死・亡有り、及び故にて缺くる者有らば、之を補ふを為し、時を須つ母かれ。（置吏律・九四頁）

・ 実官の佐史、免・徙せ彼るるには、官畜夫必ず去者と代者に效せよ。即し官畜夫免ぜられ、而して效するに不備ならば、代者は居吏と之に坐せ。故吏效せず、新吏之に居ること未だ歳に盈たざるときは、去者居吏と之に坐し、新吏は坐せず。其の歳に盈たば、效せずと雖も新吏は居吏と之に坐し、去者坐せず。它是律の如くせよ。（效・九六頁）

・ 官畜夫免ぜられ、其の官趣かに畜夫を置け。二月を過ぎても畜夫を置かずんば、令・丞不従令と為す。

（内史雜・一〇六頁）

官吏の不正や事務の遺漏は、官吏の交代期に発生し易い。秦律は先述の如く、官吏任免の時期を十二月一日から三月末日までの間に限定し、交代者を補充する場合には「時を須つ母かれ」と迅速なる補充を要求した。長期に亙つて空席が生じた場合には、「二月を過ぎても畜夫を置かずんば、令丞不従令と為す」と厳しい態度で臨む。（注11）更に、穀物を管理する「実官」所屬の吏は、交代時に新旧の吏による点検「效」が義務づけられていた。この他、「官を廃せられし者を任じて吏と為さば、賞二甲」（雜抄・一二七頁）の如く、「廢官者」の再任用を禁止する規定（注12）など、秦律には、官吏の任免・交代に関する

る嚴重な規定が数多く存在する。

(2) 官吏の職責

官僚体制の整備を企図して、秦律が次に掲げるのは、官吏の職責に関する規定である。他の職分への干渉や越権行為は、官僚体制の基本的秩序を乱すものとして厳しい批判を受けねばならなかった。

・ 下吏の能く書する者も、敢へて史の事に従はしむること母かれ。(内史雜・一〇七頁)

・ 求盜をして送逆し它を為さ令むること母かれ。送逆し它事を為さ令むる者、貲^二二甲。(雜抄・一四七頁)

・ 郡・県に除せられし佐の、它の郡・県に事へて其の事を視めざる者、何にか論ぜん。小犯令を以て論ぜよ。(答問・

二二二頁)

これらの秦律によれば、盜賊の追捕をその職責とする「求盜」は、亭長の任務たる客の「送逆」や「它事」に関わってはならず、その郡・県に任命された「佐」は、自己の職務を放棄して「它の郡・県に事へ」ることも許されない。また、仮に「書」の能力に長けていたとしても、「下吏」であれば「史の事」に従事させてはならなかった。かくの如く秦律は、官吏の職分を明確にし、その職分内に於ける専門的労働を要求する。『韓非子』二柄篇が語る如く、たとえ「君の寒き」を見たとしても、典冠者は「衣を君の上に加ふ」る典衣の職分を侵犯してはなら

なかったのである。

その他、官僚体制を合理的に整備する為には、官吏個人の様々な不正を防止する必要があった。秦律は、「府中の公の金錢、私かに之を貸用せば、盜と法を同じうす」(答問・一六五頁)と公金の無断借用には、それを「盜」と同罪にするという厳しい態度で臨む。また、「吏の佐・史以上なるもの、負従馬・守書私卒をして市して錢を取ら令めば、皆遷す」(雜抄・一三三頁)と、私財の獲得を禁止する。公務以外で私財を獲得することは、公務と私生活との峻別、及び一元的な階級制度の確立という官僚体制の根幹を乱す恐れを、多分に含んでいたからである。

(3) 文書の重視

官僚体制強化の為に、秦律が強調する第三の点は、文書の重視である。「書契は公信を立つる所以なり」(『慎子』威徳)とは、法家の主張であった。正確な伝達に疑問が持たれる口頭でのそれを否定し、恣意の介入を許さない客観的な文書による伝達を是とする法家の立場は、以下の秦律にも明瞭に表れている。

・ 事の請ふこと有るや、必ず書を以てし、口もて請ふ母かれ。羈して請ふ母かれ。(内史雜・一〇五頁)

・ 禾稼・芻粟を入るるには、輒ち簿籍に為して内史に上れ。(倉律・三八頁)

・禾・黍□□□□を程り、書を以て年を言げ、其の数を別ち、以て人に稟せよ。(倉律・四〇頁)

・官の相輸る者は、書を以て其の出計の年を告げ、受くる者以て之を入計せよ。(金布律・五八頁)

これらの秦律はいずれも、報告や請願の際に「書を以て」し「詹籍」に記すことを要求する。「口もて請ふ母かれ。羈して請ふ母かれ」と、口伝や請託は禁止された。また、既に明らかにした農業関係法規に於ても、「書を以て稼を澍し粟を秀でしむること、及び墾田なるも囑にして稼母き者の頃数を言げよ」(田律・二四頁)と、その報告は「書」によることが義務づけられていた。(注13)こうした公文書の伝達は、迅速・確実なることを肝要とする。秦律は先述の如く、「近県は軽足をして其の書を行ら令め、遠県は郵をして之を行ら令めよ」(田律・二五頁)と、その伝達方法を明示していた。また、別に「行書」なる律を設けて、その徹底化を図っている。

・命書及び書の急と署する者を行るには、輒ち之を行れ。急ならざる者も日に畢へ、敢へて留むること勿かれ。留むる者は律を以て之を論ず。(行書・一〇三頁)

・書を行伝し、書を受くるには、必ず其の起し及び到る日月・夙暮を書し、以て輒ち相報ぜよ。書に亡ふ者有らば、亟かに官に告げよ。隸臣妾・老弱及び誠仁たる可からざる者は令ずる勿かれ。(同・一〇四頁)

秦王の「命書」や「急と署」された重要文書には、特に注意が

払われた。また、文書の発信及び到着の「日月・夙暮を書し」て相互確認させ、更に、伝達者の人選に留意することによって、その迅速・正確化は図られたのである。

また、文書を重視する秦律は、偽印・偽書をも見逃さなかった。

・丞・令を矯るとは何ぞや。有秩、偽りて其の印を写し、大嗇夫と為るがごとし。(答問・一七五頁)

・偽書を発して知らずんば、贖二甲。今、咸陽偽伝を発して知らず、即ち復た封して它県に伝へ、它県も亦た其の県の次に伝へ、関に到りて得らる。今当に独だ咸陽のみ坐して以て贖すべきや。且た它県も当に尽く贖すべきや。咸陽及び它県、発して知らざる者は、当に皆贖すべし。(同・一七六頁)

下級の吏が令・丞の印を模造・模写したり、「偽書を発して知らざる」ことは、伝達媒介として文書を重視する秦の通信体制を、大いに混乱させる。偽書を発信すれば、発信した咸陽にも、またそれと知らずに伝送した各県にも、その罪は尽く及んだのである。

以上、秦律に見られる第二の政治理念として、官僚体制の整備を取り上げた。中央集権化の理念を実現し、秦律を合理的に運用して行く為に、秦は、官吏の任免・交代に関する詳細な法律を準備し、越権行為を始めとする官吏の不正を厳しく取り締まった。また、報告や請願の際には、文書による伝達が義務づ

けられ、公文書伝達の迅速・正確化を期した規定、及び偽書・偽印を裁く厳格な法律も用意されていた。秦の官僚体制は、こうした秦律によって、その合理的運営が図られたのである。

三 生産性の向上

中央集権化・官僚体制の整備に続き、秦律が意図するのは、生産性の向上である。秦は既に商鞅变法以来、その重農抑商政策により、農業を中心とする生産性の向上を図っていた。

(1) 農業の保護

秦律には先ず、この国家の根本たる農業を保護することにより、その生産性を高めんとする意図が、明白に表れている。

・居して債を質贖する者、田農に帰るには、種時・治苗時、各々二旬。(司空・八八頁)

・戍律に曰く、同居は並びて行る母かれ。県番夫・尉及び士吏、戍に行るに律を以てせざるときは、賞二甲。(雜抄・一四七頁)

・隸臣の田する者には、二月を以て月ごとに二石半石を粟し、九月尽くるに至りて、其の半石を止む。(倉律・四九頁)

労役によって債務を贖いつつある者も、「種時・治苗時」の農繁期には「各々二旬」の帰田が許された。また、戍卒として「同居」から同時に二人を徴用してはならないとする。辺境守備にも増して、国内生産力の低下を憂えたからに他ならない。

更に「隸臣の田する者」にも特別の配慮があった。即ち二月から九月の農耕期には、平常の月二石から月二石半へと、その給食が増加されたのである。かくの如く秦律は、農民への保護を怠ることなく、辺境守備や労役と同様に、生産性の向上を重視したのである。

また、秦律が保護するのは、田に働く農民だけではない。収穫の対象たる動植物にも、特別の目が向けられた。

・春二月、敢へて材木を山林に伐り、及び隄水を壅ぐ母かれ。夏ならざるの月、敢へて夜草を灰と為し、生荔・麝・卵・鰍を取る母かれ。□□□□□□魚鼈を毒し、罾網を置く母かれ。七月に到りて之を縦す。(田律・二六頁)

この秦律は先ず、「春二月」に於ける材木の伐採や「隄水を壅ぐ」行為を禁止する。農耕開始時期に用水路を塞ぎ、一年中で最も害虫の発生し易い「春二月」(注14)に材木を伐採することとは、そのまま生産性の低下へと直結するからである。また、「夏ならざるの月」に未成熟の動植物を狩猟・採取すること、及び「罾網」の設置や毒殺による無差別な乱獲も、同じく生産性低下を招く行為として禁止される。秦律は、「七月に到りて之を縦す」とその解禁期を明示することによって、最も効率の良い収穫を願ったのである。

この他秦律には、「邑の近早及び他の禁苑には、麝の時、敢へて犬を將ゐて以て田に之く母かれ。百姓の犬禁苑の中に入るも、獸を追ひ及び獸を捕へざる者は、敢へて殺す勿かれ。其の

獸を追ひ及び獸を捕ふる者は、之を殺せ。呵禁に殺す所の犬は、皆完くして公に入れ、其の他の禁苑にて殺す者は、其の肉を食して之を入れよ」（田律・二六頁）と、禁苑経営への留意が見られ、また、「其の近田、獸及び馬牛の出で稼を食むを恐ふる者は、鼎畜夫材りて、田を其の旁に有つ者を興す。貴賤と無く田の少多を以て人を出し、以て之に垣繕はしむるも、徭と為すを得ず」（徭律・七七頁）と、獸害防止対策が打ち出されている。

かくの如く秦律は、生産性向上を目指して、農民・動植物・耕作地へとその保護政策を広げて行つた。但し農業保護と言つても、それは、生産性の向上を最終目的とするものであり、決して愛民の精神に基づくものではない。（注15）従つて、逆に生産性低下につながる行為には、厳しい態度で臨んでいる。

・游士在りて符亡きは、居県にて贖一甲。游士律（雜抄・二九頁）

この秦律は「符亡」き「游士」を否定する。嘗て商鞅は「夫れ民の用ふ可からざるや、言談游士の君に事ふるの身を尊くす可く、商賈の以て家を富ます可く、技芸の以て口を餉するに足るを見ればなり」（『商君書』農戰）と述べて、「商賈」「技芸」と共に「言談游士」を排撃した。労働せずして「身を尊くす可」き「游士」は、民を農耕に専念させんとする秦にとつて、最も憂うべき存在だったのである。

(2) 検査・賞罰による推進

生産性向上を図る秦律の次なる策は、定期検査・賞罰による推進であつた。

・四月・七月・十月・正月を以て田牛を膚せ。卒歳にして、正月を以て大いに之を課し、最ならば、田畜夫に壺酒束脯を賜ひ、早を為むる者一更を除き、牛長に日三旬を賜へ。殿なる者、田畜夫を誅め、冗早者に二月を罰せよ。其の牛を以て田し、牛絮を減ずれば、主る者を笞うつこと寸ごとに十。又、里に之を課し、最なる者には里典に日旬を賜ひ、殿ならば、笞うつこと卅。（廢苑律・三〇頁）

・吏の乗る馬を膚し、篤く此膚せ、及び膚期に会せずんば、各一盾を贖す。馬勞課して殿ならば、廢畜夫に一甲、令丞・佐・史に各々一盾を贖す。馬勞課して殿ならば、早畜夫に一盾を贖す。（雜抄・一四二頁）

・牛の大牝十、其の六に子母からば、畜夫・佐に各々一盾を贖す。羊の牝十、其の四に子母からば、畜夫・佐に各々一盾を贖す。牛羊課（雜抄・一四二頁）

秦律は年四回の「田牛」品評会を義務づけ、「最」「殿」には各々賞罰を適用した。また、「牛羊課」なる律によって、自然の撰理に委ねられるべき牛羊の生産率を人為によって保持向上させんとした。秦律はかくの如く、農耕の世界に賞罰を適用して、その生産性向上を図つたのである。「羞辱勞苦なる者は民

の悪む所なり。顯榮佚樂なる者は民の務むる所なり」（『商君書』算地）、「民の故計、皆安利に就き、皆危窮を辟く」（『韓非子』五蠹）とは、商鞅・韓非子に表れた冷厳なる人間觀であった。民は「顯榮佚樂」「安利」に赴き、「羞辱勞苦」「危窮」から逃れんとする。しからば、「賞を明らかにして利を設け」（『韓非子』姦劫弑臣）「刑を嚴にして罰を重く」（同）することが必治の術だと彼等は考えた。生産性向上を目指すこれら秦律の立場は、かかる人間觀や信賞必罰主義を掲げる法家の立場と、極めて近い關係にあると言える。秦律は、農業に保護の目を向ける一方で、生産性向上に向かって精進せざるを得ない状況へと、民を追い込んで行ったのである。

(3) 農業技術の明示

かくして秦律は、農業を保護し、信賞必罰主義を導入することによって、その生産性を一気に高めんとした。しかし、いかに農業が大切であると叫び、いかに民を農耕に専念させた所で、的確な農業技術がそこに施されなければ、秦律の悲願もその内現は期待できない。そこで秦律は、農業技術の成果をその内に盛り込むことによって、より高い生産性を確保せんとした。先述の如く秦律は、耕作地の雨量に留意し、春二月の材木伐採を禁止し、動植物の狩猟・採取に解禁期を設け、牛や羊の最低出生率を明示していた。これらの背後には、幾多の経験から生み出された農業技術の存在が感しられる。また、次の秦律には、

穀物別にその播種量が規定されている。

・種まくには、稻・麻畝ごとに二斗大半斗を用ひ、禾・麦畝ごとに一斗、黍・荅畝ごとに大半斗、菽畝ごとに半斗。利なる田疇は、其れ此の數を尽くさざることを有るも可なり。

其の本有る者は称議して之に種まけ。（倉律・四三頁）
より多くの収量を期待して、秦律は単位面積当たりの、しかも穀物種別の播種量を明示する。穀物には各々最適の播種率があることを秦律は知っていたのである。また、「稻禾一石は粟廿斗と為し、春きて米十斗と為す。十斗の籾は穀米六斗大半斗。麦十斗は麴三斗と為す。菽・荅・麻十五斗は一石と為す」（倉律・四五頁）と、穀物相互間の換算率も設定されていた。秦律は、重農主義を掲げて民を農耕へと駆り立てる一方、かかる農業技術を内に盛り込むことによって、合理的な生産性向上を図っていたのである。

(4) 生産物の管理体制

しかし、より多くの実りを手にしたところで、その管理に手落ちがあれば、秦律の努力も水泡に帰してしまふ。そこで秦律は、以下厳重なる管理体制を敷いて、その生産性向上化策の最後の仕上げに取りかかる。

・禾を出すには、入るるに非ざる者、是れ之を出して、之を度ら令め、之を度りて題に当たれば、之を出さ令めよ。其の備はらざるには、出す者之を負ひ、其の贏る者は、之を

入れよ。雑とに禾を出す者は更むる勿かれ。(倉律・三六頁)
 ・倉漏りて禾粟を朽くちさせ、及び禾粟を積して之を敗せしめ、其の食す可からざる者、百石に盈たざる以下ならば、官嗇夫を誅む。百石以上千石に到るは、官嗇夫に一甲を賈す。千石を過ぐる以上は、官嗇夫に二甲を賈す。官嗇夫・冗吏をして共に敗せし禾粟を償は令む。禾粟敗すと雖も、而も尚食す可きは、之を程り、其の耗りし石数を以て論じて之を負はしむ。(效・九七頁)

・倉嗇夫及び佐・史、其の免居せらるる者有らば、新倉嗇夫・新佐・史の倉を主る者、必ず倉籍を以て之を度り、其れ疑ふ所有らば、県嗇夫に掲げ、県嗇夫は人をして復た度り、及び与と雑とに之を出さ令めよ。禾贏らば之を入れ、而して律を以て備はらざる者を論ず。(效・九九頁)

秦律は「雑に禾を出す者を更むる勿かれ」と、穀物の搬入・出倉における嚴重な人選を義務づけ、倉庫管理者に対し嚴重な注意を呼びかける。また、雨漏りや積載方法の誤り等、管理方法の欠陥によって「禾粟を朽ちさせ」た場合、その石数に応じた蔽罰が用意されていた。そして、倉庫管理者の交代時には、「必ず倉籍を以て之を度る」点検を義務づけて、管理体制の強化を図った。

これらを含め、倉庫管理に関する規定は極めて多いが、それらに共通して見られる顕著な特徴が二つある。一つは、穀物の搬入・出倉を一人で監視するのではなく、常に二人以上で「雑と

に」管理することを要求した点であり、今一つは、穀物の搬入・出倉及び管理者交代の際に、倉庫の内容を記した「題」、備蓄量や責任者名を記した「倉籍」と、実際の貯蔵量との照合を逐一義務づけている点である。既にその文書の重視に見られた如く、秦律は、恣意の介入を許さない客観性を尊び、また、その発信と到着との相互確認に見られた如く、その結果を一者よりも多者によって確認せんとした。こうした客観性・確実性・尊重の精神は、この倉庫管理を規定した秦律にも、そのまま窺えると言えよう。秦律は穀物搬入に当たって、「禾を入れ増積せし者の名・事・邑里を倉籍に書せ」(倉律・三六頁)「禾稼・芻粟を入るるには、輒ち倉籍を為りて内史に上れ」(同・三八頁)「禾を入るるには、……之に籍して曰く、其の倉禾若干石、倉嗇夫某・佐某・史某・嗇人某、と」(效・九八頁)の如く、その搬入量や責任者名の記帳及び報告を義務づけている。かくして記帳及び報告を終え、封印された倉庫の穀物は、先に見た秦律群によって嚴重に保管され、出倉や管理者交代の際には、その都度「倉籍」と内実との照合がなされた。穀物の遺漏やその責任の所在も立ち所に判明する。正に二重三重の蔽戒体制によって、その実りは守られたのである。

この他秦律は、「禾を倉に入るるには、万石もて一積とし」(倉律・三五頁)「櫟陽は二万石もて一積とし、咸陽は十万もて一積とし、其の禾を出入し、増積するには律令の如くせよ」(同・三六頁)「芻粟は各々万石もて一積とし、其の出入・増積

及び効は禾の如くせよ（同・三八頁）と「禾」及び「芻藁」の貯蔵単位を設定し、また、「禾・黍□□□□を程り、書を以て年を言げ、其の数を別ちて以て人に粟せよ」（倉律・四〇頁）と穀物の産年を記録し、「禾を計りて黄・白・青に別けよ」（倉律・四〇頁）と「禾」の品質を弁別するなど、その合理的管理を図っている。

こうした多数の管理関係法規によって、秦はその生産性向上を強力に推進せんとした。重農主義を掲げて農業を保護し、賞罰を適用して民を駆り立て、農業技術を導入して合理的生産を図り、更に、かくして得られた豊かな実りを、嚴重なる管理体制によって守らんとしたのである。（注16）

(5) 官府手工業の重視

かくの如く、秦における生産性の向上は、商鞅変法以来の國是たる農業をその中心として推進された。しかし、秦律は以下の如く、手工業製品の生産量や労働基準を設定することにより、工業の分野における生産性向上にも十分な配慮を示している。

- ・冗隸妾二人は工一人に当たり、更隸妾四人は工一人に当たり、小隸臣妾の使す可き者五人は工一人に当たる。（工人程・七四頁）

・新工初めて工事するには、一歳に半功とし、其の後の歳には、功を賦すること故工と等しくせよ。工師善く之に教へ、故工一歳にして成さば、新工二歳にして成せ。能く期に先

んじて学を成す者は、上に謁げ、上且に以て之を賞すること有らんとす。期を盈たすも学を成さざる者は、書に籍して内史に上れ。（均工・七五頁）

・隸臣・下吏・城旦と工の従事する者とは、冬作には程を矢むるを為し、之に賦すること、三日にして夏の二日に當てよ。（工人程・七三頁）

右の如く秦律は、官府労働者の性や年齢、或いは熟練度、季節の相違などによって、その労働比率を設定していた。また、「工師」による「新工」への教育を義務づけて、安定した高い生産性を確保せんとした。更に、「能く期に先んじて学を成す者」には賞が、「期を盈たすも学を成さざる者」には罰が適用された。農業関係法規に於て既に確認した如く、それは、生産性向上へと民を駆り立てる秦律の常套手段であった。そして、農業関係法規からその予定生産量の設定が予想された如く、工業の分野に於ても、「歳功に非ず、及び命書母きに、敢へて它器を為らば、工師及び丞に各々二甲を賈す」（雜抄・一三七頁）と、年間の総生産量「歳功」が設定されていたことが判明する。

秦律はかくの如く、重農主義を掲げる一方、手工業分野に於ける労働基準・予定生産量を設定するなど、農工一体となった生産性の向上を図った。（注17）これが、秦律に見られる第三の理念である。

四 軍事力の強化

秦律に見られる第四の政治理念は、軍事力の強化である。戦国諸国にとって政治の二大テーマは、内における農業と外に対する軍事とに他ならない。商鞅も秦の民に「農戦の民」たることを要求していた。そしてこの秦律も、軍事体制の強化を目指す様々な規律を、内に多く含んでいる。六国を次々と併呑し、趙兵四十万を穴埋めにしたと言われる秦の軍隊は、いかなる秦律によって形成されたのであろうか。

(1) 徭戍制度

他国の侵略を防ぎ、また、自国の進攻を容易にする為にも、国内軍事施設の強化や国境周辺の守備は、平時の備えとして不可欠のものである。秦律は先ず、徭戍に関する厳重な規定を設けて、こうした点の強化を図った。

・御中堯徴に、乏して之を行らざんば賞二甲。期を失すること三日より五日に到らば許む。六日より旬に到らば賞一盾。旬を過ぐるは賞一甲。(徭律・七六頁)

・敢へて深く其の勞の歳数を益す者は、賞一甲にして勞を棄つ。中勞律(雜抄・一三五頁)

・冗募婦り、辞して曰く、「日已に備はる」と。致未だ来らず、辞の如からずんば、日ごとに四月の居辺を賞す。(雜抄・一四五頁)

秦律は、召集命令に応じないこと、及び「期を失すること」を厳しく戒める。また、帰郷して「日已に備はる」と服務期間を

偽ったとしても、その証明書「致」の未到着が、悪事を直ちに露見させる仕組となっていた。こうして秦律は、徭役の開始期日及び期間の正確化を期したのである。

しかし、仮にその期日や期間が厳守されたとしても、その労働内容が粗雑であれば、軍事施設の強化も覚束ない。そこで秦律は以下、労働内容の充実を図って、修復工事の保証に関する厳しい規定を用意した。

・徒を興して以て邑中の功を為す者は、堵を嬖たもた令むること歳卒ふるまで。未だ卒へざるに堵壞れば、司空の功を將するもの及び君子の堵を主る者有罪。其の徒をして復た之に垣つくら令むるも、計りて徭と為す勿かれ。(徭律・七六頁)

・戍者築き、及び補城するには、堵を嬖たもた令むること一歳。城く所に壞るる者有らば、県司空・署君子の將たる者に各々一甲を賞す。県司空佐の主將たる者、賞一盾。戍者をして城を補・繕するに勉め令め、署は它事を為さ令むる勿かれ。已に補へば、乃ち増塞・埤塞せ令めよ。県尉は時に其の功及び為す所を循視せよ。敢へて它事を為さ令めば、使する者、賞二甲。(雜抄・一四八頁)

徭役として「邑中の功を為し」、城壁を「城き及び補城」すれば、満一年の保証が義務づけられた。もし、増改築した城壁が一年以内に倒壊すれば、再度の召集と同時に、前回の服役日数は取り消し処分を受ける。また、「県司空」を始めその責任者

にも尽く刑罰が適用された。「徒」「戍者」は、「城く所に壞るる者有」ることを恐れて修復工事に専念し、またその責任者も、罪の波及を恐れて「其の功及び為す所を循視」せざるを得なくなる。かくして、秦律はその労働内容を充実させんとしたのである。

(2) 軍爵制

かくの如く徭戍制度を確立する一方で、秦律は、強力なる軍事組織の形成を期して、以下の如き軍事関係法規を列挙する。

・爵二級を帰して以て親父母の隸臣妾と為れる者一人を免ぜんと欲し、及び隸臣の斬首して公士と為れる者、公士を帰して故妻の隸妾一人を免ぜんことを謁ふ者は、之を許し、免じて以て庶人と為す。(軍爵律・九三頁)

先ず右は、商鞅変法にも見られた軍爵制に関する規定である。

「斬首して公士と為」れると謳った秦律は、「軍功有る者、各々率を以て上爵を受く」(『史記』商君列伝)と規定した商鞅変法の軍爵制を、ほぼそのまま継承していると言えよう。秦律では更に、「爵二級」や「公士」の返還によって、「親父母の隸臣妾と為れる者一人」や「故妻の隸妾一人」を釈放することができた。この為、民は戦場に於て悪鬼の如く敵首を求め、更にはその争奪さえも辞さない有様であった。

・奪首 軍戲某爰書、某里士伍甲、男子丙及び斬首一を縛り詣り、男子丁与偕ともにす。甲告げて曰く、「甲、尉某の私吏、

刑丘城に戦ふに与る。今日、丙戲旆にて直ちに剣を以て丁を伐瘵し、此の首を奪ふ。而れば捕へて来詣す」と。首を診べ、已ち丁を診べ、亦た其の瘵状を診べよ。(封診式・二五六頁)

・□□ □某爰書、某里士伍甲、公士鄭の某里に在る丙と曰ふもの、共に斬首一を詣す。各々告げて曰く、「甲・丙刑丘城に戦ふ。此れ甲・丙の得たる首なり。甲・丙相与に争へば、之に來詣す」と。(同・二五七頁)

男子丙が丁の獲得した敵首を奪わんとし、また、刑丘城の戦いに得た首級を甲丙兩人が相争った事実は、この軍爵制が秦の民にとつて大きな意義を持っていたことを示している。軍功による爵制の確立が、こうした事態を招いたと言つてもよい。

(3) 軍事教練

かかる軍爵制の導入により、兵の気力充実を図った秦律は、次に、軍事教練に関する規定を設け、その技術の向上を目指す。

・士吏・発弩齋夫を除するに、律の如くせず、及び発弩の射して中らざるは、尉に賞二甲。発弩齋夫射して中らざらば、賞二甲にして免じ、齋夫之を任ぜよ。駕騶除して四歳なるも、駕御する能はずんば、教者に一盾を賞し、免じて四歳の徭戍を償はしむ。除吏律(雜抄・一二八頁)

軍事教練の不徹底により「発弩齋夫射(注18)して中らざる」場合、及び「駕騶除して四歳なるも」その調教を完了しない場

合には、蔽刑が下された。また、秦の騎馬隊の中心となった駿馬については、「馱駝を課し、卒歳にして六匹以下一匹に到るには、賞一盾」（雑抄・一四一頁）と、年七匹以上の調教が義務づけられていた。

(4) 軍馬・武器・軍糧の管理

そして、更なる軍事力強化を願ひ、秦律は様々な軍規を示す。

- ・ 驀馬五尺八寸以上にして任に勝へず、奔繫して令の如くならずんば、県司馬、賞二甲、令・丞、各々一甲。（雑抄・一三三頁）
- ・ 卒に兵を粟し、完繕せざるときは、丞・庫嗇夫・吏、賞二甲にして廢す。（同・一三四頁）
- ・ 爰・戟・弩、鬃・丹相易へ、以て贏・不備と為す勿かれ。

識得不当の律を以て之を論ず。（效・一二二頁）

右に規定されるのは、先ず軍馬や武器の管理についてである。農業関係法規に於て「田牛」の管理が重視されたのと同様、軍馬に対しても秦律は、「軍に到りて之を課し、馬殿ならば、令丞二甲、司馬賞二甲にして廢す」（雑抄・一三三頁）と厳しい。また、武器の修理が「完繕」でなく、「爰・戟・弩」の標識「鬃・丹」を「相易へ」るなど、武器管理に手落ちがあれば、厳しく追及された。

次に、秦律は軍中の食糧管理について規定する。中原諸国を目指し、日増しにその進撃距離を延ばしゆく秦にとって、軍糧

の確保と補給とは、不可欠の重大事であった。秦律が、生産性向上を目指し民を農業へと駆り立てるのは、単に国内需要を満たす為ではない。その軍事的要求に答えんとしたからである。

- ・ 当に軍中に粟すべからずして粟する者は、皆賞二甲にして廢す。吏に非ざるや、戍二歳。徒食・屯長・僕射皆げんば、賞戍一歳。令・尉・士吏得ざるときは、賞一甲。軍人、粟を粟する所及び過ぐる県に売らば、賞戍二歳。同車食・屯長・僕射皆げんば、戍一歳。県司空・司空佐史・士吏の將たる者得ざるときは、賞一甲。邦司空、一盾。（雑抄・一三三頁）

軍中に於て不当に食糧支給を受ける者、また、支給された軍糧を支給所や軍隊の通過県に売って還金せんとする者などは、蔽罰に処せられた。更に、「徒食・屯長・僕射」などの責任者がその不正を告発しない場合、及び「令・尉・士吏」が犯人を捕縛できない場合、その罪は彼等にまで波及した。既に秦律に於てしばしば見られた姦事通告制や連帯責任制が、ここにも表れている。

この他、軍隊の統制を目指し、秦律は以下の如き軍規を掲げる。

- ・ 衆心を広め、左右に声聞ある者は賞す。将軍材りて錢若しくは金を以て賞するも、恒数毋し。（答問・一七三頁）
- ・ 敵を督め、以て衆心を恐れしむる者は戮す。戮とは何如。生きながら戮め、之を戮めて、已にして乃ち之を斬るの謂

ひなり。(同・一七三頁)

・徒卒上宿せざるに、署君子・屯長・僕射告げざるときは、
 賫各々一盾。宿者已に上りて除を守るに、擅に下らば、人
 ごとに賫一甲。(雜抄・一四四頁)

秦律は、「衆心を広め」自軍の士氣高揚に努める者には「賫」を、
 逆に「敵を替めて」衆心を動揺させる者には「戮」刑を以て臨
 んだ。また、宿衛の義務を怠り、担当部署を離脱せんとする者
 にも、敵刑が適用された。

これらの軍規によって統制された秦軍は、戦国の世にひとり
 連勝を誇る事となる。秦律は先ず、敵格なる徭役制度を確立
 して軍事施設の強化を図り、軍爵制を導入して兵卒の士氣を高
 め、平時から軍事教練にも力を注ぎ、更に、軍馬・兵器の管理、
 軍糧の確保をも怠ることなく、様々な軍律によって統制のとれ
 た整然たる軍隊を作り上げんとしたのである。「带甲百余万、
 車千乘、騎万匹」(『史記』張儀列伝、以下同)との威容を誇
 り、「積粟丘山の如」き軍糧を備え、「虎賁の士、跽跣科頭に
 して、頤を貫かるるも奮戟する者、勝けて計る可からず」と天
 下を震撼せしめた戦国最強軍団の背後には、かかる秦律が存在
 したのであった。

おわりに

以上、小論では、「秦律十八種」「效律」「秦律雜抄」を中

心に、更には、「法律答問」「封診式」をも交え、出土秦律の
 実態について検討してきた。秦律は先ず、農業の掌握、会計年
 度の徹底、規格の統一等を始めとする極めて強烈な中央集権化
 を図り、次に、官吏の任免に厳しい規定を設け、通信媒介とし
 て文書を重視するなど、敵格なる官僚体制の整備を期し、更に、
 に農主義を掲げて生産性の飛躍的向上を願い、そして、混迷す
 る戦国の世を勝ち抜かんとして軍事体制の強化を推進した。内に
 於ける生産性向上、外に対する軍事力強化、敵格なる官僚体制
 に支えられた強烈なる中央集権体制の確立、これが出土秦律か
 ら窺い得る秦の政治理念である。

このように、雲夢秦簡の出土によって、従来ほとんど謎に包
 まれていた秦律の実態につき、我々は僅かながらも考察を加え
 ることが可能となった。しかし、復元し得たのは飽く迄も秦律
 の個々の条文に過ぎず、それらが實際統治の場に於て如何に運
 用され、如何に機能したのか、また、それを支えていたのは、
 如何なる法思想であったのか、更には秦の政治に大きな影響を
 与えたとされる商鞅・韓非子の思想とは如何なる関係にあった
 のか、等々を検討しなければ、当時の法治の真の姿を把握するこ
 とはできないであろう。私は今後、秦帝国にまつわるこうした
 諸問題について、更に検討を進めて行きたいと思う。

(1) 『東洋史研究』(第四十二卷第三号)編輯委員会の「参加記」セミナーA-3の項による。尚、「『国際東洋学会議』点描」①(一九八三年九月十三日付『朝日新聞』夕刊)は、「秦簡の研究は関係者の間でブームになっているが、研究者が一堂に会したのも収穫だった」との松丸道雄氏の談話を伝えている。

(2) 秦律の成立事情については、秦王政や始皇帝への避諱、条文の具体的内容、また、字体の上などから検討が進められてきている。出土秦簡は戦国中期以降、次第に増加してきた条文を含む秦王政の時代(戦国最末期を下限とする)のもので、秦律全体の抄録(概ね南郡統治の為に編まれたもの)、とするのが共通の理解である。この点については、本誌掲載の「雲夢秦簡研究関係資料目録」の第一類に掲げた各論文参照。

尚、竹簡の分類や名称は、以下、睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』(一九七八年、文物出版社)に従った。

(3) 「道」は少数民族居住区を表す行政単位。駢字騫氏「秦道考」(『文史』九、一九八〇年)参照。また「嗇夫」は県レベル以下の官吏で、田・倉・亭・発弩など各

分野を主管する。また「県嗇夫(大嗇夫)」「道嗇夫」は各々県・道の行政長官。即ち「県嗇夫」とは県令のこと。「官嗇夫」は県令・丞以下の各級主任。「嗇夫」については前掲『雲夢秦簡研究関係資料目録』第八類の各論文参照。

(4) 以下、雲夢秦簡の訓読に際しては、前掲『睡虎地秦墓竹簡』を底本とする。『睡虎地秦墓竹簡』の付す注や私見により、字句を改めた箇所があるが、繁雑を避けるため逐一の注記を省くこととした。また、「法律答問」「秦律雜抄」は各々「答問」「雜抄」と略記する。尚、各引用文末の数字は、前掲『睡虎地秦墓竹簡』の掲載頁を表す。

(5) 税制の整備を物語るものに、「法律答問」の次の如き記載がある。「部佐諸民の田を匿して、諸民知らずんば、論するに当たるとや当たらざるや。部佐、匿田と為す。且た何をか為さん。已に諸民に租して言げずんば、匿田と為し、未だ租せずんば、論するに匿田と為さず」(答問・二一八頁)

(6) 秦律に頻出する「賞甲」「賞盾」の刑は、賞一盾、賞二盾、賞一甲、賞二甲、賞三甲一盾の順に重くなり、「法

律答問」の「賞盾に当たるに、錢五千を没して之を失はば、何にか論ぜん。当に諍なるべし」(答問・一七一頁)との記載から、賞一盾は五千錢に相当する罰金刑であると考えられる。秦律に見える刑名については、堀毅氏「秦漢刑名攷——主として雲夢出土秦簡による——」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊4、一九七七年)、陳抗生氏「睡簡・雜辨」(『中国歴史文獻研究集刊』1、一九八〇年)等参照。

(7) 原文「典」は秦王政の「政(正)」字を避けたもの。

(8) 葛劍雄氏「秦漢の上計和上計吏」(『中華文史論叢』一九八二年二期)は、十二月締切であった秦の上計が、始皇帝の天下統一により九月締切となった、とする。しかしながら、これらの秦律によれば、秦の上計はその天下統一以前から、既に十月を會計年度初めとしていたことが判明する。秦の上計制度については、その他、郭道揚氏『中国會計史稿』(一九八二年、中国財政經濟出版社)上の第四章第一節、及び高恒氏「秦簡中と職官有関的幾個問題」(『雲夢秦簡研究』一九八一年、中華書局)等参照。

(9) 「居」は賞刑・贖刑と勞役とを結合させた抵償勞役制度。

于豪亮氏「秦律叢考」(『文物集刊』2、一九八〇年、文物出版社)、張銘新氏「關於《秦律中的居》——《睡虎地秦墓竹簡》注釈質疑」(『考古』一九八一年一期)参照。

(10) 報告の誤差については、「法律答問」に「何如ぞ大誤と為す。人戸・馬牛及び諸々の貨財の値六百六十錢を過ぐるときは、大誤と為し、其の它是小と為す」(答問・四二頁)とある。

(11) 県に官吏任免権が与えられているのは、一見、中央集権化の理念と相反するかの如くであるが、しかし、県に与えられた任免権は県令・丞を除く下級の「吏」についてのみであり、その期間も嚴格に定められていた。しかも、こうした任免の状況は都官の設置や上計制度によって、逐一中央へ伝達される仕組となっていたのである。

(12) 前掲高恒氏論文によれば、「廢」は廢官で官籍から削除され再任不可。「免」は免職で後の復職可。

(13) 秦律ではこの他、「県及び都官をして柳及び木の柔く書に用ふ可き者を取ら令め、之を方にして以て書し、方毋き者は乃ち版に用ひよ。其の県、山の莽多き者は、莽を

以て書を纏り、芥母き者は蒲・藺を以てし泉を以て之を
 前よ。各々其の獲時を以て多く之を積め」（司空・八三
 頁）と、文書用の「柳」「木」や、その綴じ紐となる「
 苳」「蒲」「藺」「泉」の採取をも義務づけている。

(14) 「仲春之月、……蟲螟爲害」（『札記』月令）、「崔寔
 曰、自正月以終季夏、不可伐木、必生蠹蟲」（『齊民要
 術』伐木）参照。

(15) 秦律の農民保護が「愛民」の精神から発せられたもので
 ないことは、「擅に子を殺さば、黥して城旦舂と爲す。
 其の子新生にして怪物其の身に有り、及び全からず。而
 して之を殺すも、罪すること勿かれ」（答問・一八一頁）
 との規定によって明らかである。秦律は、身体に異状が
 あり、耕戦の民となり得ない者には、人間としての価値
 を認めなかったのである。

(16) 倉庫管理に関する秦律の敲重さは、却って繁雑とも言え
 る程である。それを端的に表す例として、「法律答問」
 の「倉の鼠穴幾何にして論及び諍に当たたるや。廷行事に
 ては鼠穴三以上ならば貲一盾、二以下ならば諍。鼠穴三
 は一鼠穴に当たる」（答問・二一六頁）を挙げることが
 できる。

(17) 吳榮曾氏「秦的官府手工業」（『雲夢秦簡研究』一九八
 一年、中華書局）は、中央から郡県に到るまで官府手工
 業の管理機構が存在したことを明らかにし、更にその存
 在は専制王権を強固にする支柱の一つになっていたと指
 摘する。

(18) 「発弩」は弩機を使用する部隊、その主任が「発弩番夫」。
 于豪亮氏「雲夢秦簡所見職官述略」（『文史』8、一九
 八〇年、中華書局）参照。